

第 9 回 摂 津 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

議案番号 36 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）

議案番号 37 北部大阪都市計画下水道の変更（府決定）

平成 18 年 11 月 28 日

議案番号 36 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）**北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（摂津市決定）**

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

番号	名 称	位 置	面 積	備 考
①	鳥飼新町 5	鳥飼新町一丁目地内	約 0.97ha	区域変更
②	鳥飼新町 1 2	鳥飼新町一丁目地内	約 ー ha	廃止
③	鳥飼西 1	鳥飼下三丁目地内	約 ー ha	廃止
	小 計		約 0.97ha	
	千里丘 1 他 115 地区		約 17.07ha	区域変更なし
	合 計	117 地区	約 18.04ha	

理 由

生産緑地法第 1 4 条の規定に基づく制限解除を行った当該生産緑地は、公共用地としての必要性がなく、宅地として活用が図られており、本案のとおり生産緑地地区の変更を行うものである。

新 旧 対 照 表

名称	位置	変更前(ha) 変更後(ha) 面積	追 加・ 区域変更・ 廃止の別	変更理由
鳥飼新町5	鳥飼新町一丁目地内	約 $\frac{1.16}{0.97}$	区域変更	生産緑地法10条に基づく買取り申し出(従事者故障)後の行為制限解除による区域変更
鳥飼新町12	鳥飼新町一丁目地内	約 $\frac{0.06}{—}$	廃止	生産緑地法10条に基づく買取り申し出(従事者故障)後の行為制限解除による区域変更
鳥飼西1	鳥飼下三丁目地内	約 $\frac{0.09}{—}$	廃止	生産緑地法10条に基づく買取り申し出(従事者故障)後の行為制限解除による区域変更
変更地区 合 計	3 地区	約 $\frac{1.31}{0.97}$	計 追加 0地区 区域変更	
生産緑地 地 区 合 計	$\frac{119}{117}$ 地区	約 $\frac{18.38}{18.04}$	1地区 廃止 2地区	

北部大阪都市計画生産緑地総括図



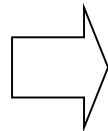
詳細図

鳥飼新町5・12

変更前



変更後

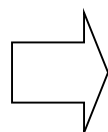


鳥飼西1

変更前



変更後



議案番号37 北部大阪都市計画下水道の変更(府決定)

北部大阪都市計画下水道の変更(大阪府決定)

北部大阪都市計画安威川流域下水道及び淀川右岸流域下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称
 安威川流域下水道
 淀川右岸流域下水道

2. 排水区域

●安威川流域下水道

接続する下水道	備 考
吹田市安威川流域関連公共下水道 高槻市安威川流域関連公共下水道 茨木市安威川流域関連公共下水道 箕面市安威川流域関連公共下水道 摂津市安威川流域関連公共下水道 豊中市安威川流域関連公共下水道	

●淀川右岸流域下水道

接続する下水道	備 考
高槻市淀川右岸流域関連公共下水道 茨木市淀川右岸流域関連公共下水道 島本町淀川右岸流域関連公共下水道	

3. 下水管渠

●安威川流域下水道

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
岸部幹線	茨木市宮島三丁目地内	吹田市岸部中三丁目地内	合流管渠
山田幹線	摂津市正雀四丁目地内	摂津市千里丘七丁目地内	合流管渠
茨木吹田幹線(一)	茨木市宮島三丁目地内	吹田市千里万博公園地内	合流管渠 一部污水管
茨木箕面幹線(一)	茨木市下穂積一丁目地内	箕面市大字粟生新家地内	合流管渠 一部污水管
千里幹線	摂津市三島二丁目地内	摂津市南千里丘地内	合流管渠
茨木摂津污水幹線	茨木市宮島三丁目地内	摂津市東別府三丁目地内	污水管渠
茨木摂津雨水幹線	摂津市鳥飼本町二丁目地内	摂津市鳥飼八防一丁目地内	雨水管渠
茨木摂津合流幹線	茨木市宮島三丁目地内	茨木市宮島一丁目地内	合流管渠
茨木箕面幹線(二)	茨木市宮島三丁目地内	茨木市宿川原町地内	污水管渠
茨木吹田幹線(二)	茨木市高浜町地内	茨木市下穂積二丁目地内	污水管渠
千里山田幹線	茨木市下穂積一丁目地内	吹田市山田南地内	污水管渠

●淀川右岸流域下水道

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
高槻島本污水幹線	高槻市番田二丁目地内	高槻市道鷄町五丁目地内	污水管渠
高槻茨木污水幹線	高槻市番田二丁目地内	茨木市三島町地内	污水管渠
高槻茨木雨水幹線	高槻市番田二丁目地内	茨木市三島町地内	雨水管渠
高槻水みらいセンター放流幹線	大阪市東淀川区北江口一丁目地内	高槻市西大樋町地内	放流管渠

4. ポンプ施設等

●安威川流域下水道

内 訳	位 置	備 考
穂積ポンプ場	茨木市下穂積一丁目地内	面積 約 10,560 m ²
岸部ポンプ場	吹田市南正雀三丁目地内	面積 約 10,990 m ²
味舌ポンプ場	摂津市正雀四丁目地内	面積 約 16,470 m ²
摂津ポンプ場	摂津市鳥飼本町二丁目地内	面積 約 18,700 m ²

●淀川右岸流域下水道

内 訳	位 置	備 考
前島ポンプ場	高槻市前島三丁目、前島四丁目及び前島五丁目地内	面積 約 52,510 m ²
安威川左岸ポンプ場	吹田市南正雀二丁目地内	面積 約 2,520 m ²
安威川左岸ポンプ場流入渠	吹田市南正雀二丁目地内	流入渠

5. 処理施設

●安威川流域下水道

内 訳	位 置	備 考
中央水みらいセンター	茨木市宮島三丁目地内	面積 約 225,880 m ²

●淀川右岸流域下水道

内 訳	位 置	備 考
高槻水みらいセンター	高槻市西大樋町、南大樋町、番田一丁目及び番田二丁目地内	面積 約 321,780 m ²

理 由

下水処理場は、近年単に汚れた水を処理するだけでなく、処理水や下水汚泥の有効利用、処理場屋上の公園化等様々な役割を併せ持つようになってきた。

その役割を適切に表現し、かつより一層府民に親しまれるよう、処理施設の名称を「中央処理場」から「中央水みらいセンター」に、「高槻処理場」から「高槻水みらいセンター」に変更するものである。

新旧対照表

旧	新	場所
中央処理場	中央水みらいセンター	茨木市
高槻処理場	高槻水みらいセンター	高槻市
高槻処理場放流幹線	高槻水みらいセンター放流幹線	高槻市